

平成 24 年 1 月
厚生労働省労働基準局

建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況に係る調査結果について

1 趣旨・目的

労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）に基づく足場からの墜落防止措置の確実な履行や、安全衛生部長通達（※）で示した「手すり先行工法」をはじめとするより安全な措置の一層の普及に資するため、その実施状況等について把握するとともに、問題が認められる場合には指導を行うことにより、もって、建設業における足場からの墜落・転落災害の更なる減少を図ることを目的とする。

（※）足場からの墜落・転落災害を防止するため、平成 21 年 6 月 1 日より省令を改正し、対策を強化しているところであり、これと併せて、「より安全な措置」として、「手すり先行工法」の採用等を通達（平成 21 年 4 月 24 日付け安全衛生部長名通達）で示し、指導を行っている。

2 調査対象

原則として、平成 21 年 6 月から施行されている改正安衛則の施行後 1 年を経過した平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 1 月末までに都道府県労働局・労働基準監督署の担当官が立入った建設現場のうち、高さ 2 メートル以上の足場が設置されていた「6,433 現場」について、当該現場に設置されている「主たる足場」を対象に調査を実施した（対象現場の工事種別や足場の種類等の内訳については[図-1 から図-6](#)のとおり）。

3 調査結果

安衛則や安全衛生部長通達に定める足場からの墜落防止措置の実施状況や足場の点検の実施状況、足場からの墜落・転落災害の発生状況等について実態調査を行った（[図-7 から図-16](#) 及び表-1、表-2）。調査結果の概要は以下のとおり。

（1）安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況について

- 対象現場（6,433 現場）の約 75.0%において、安衛則に基づく墜落防止措置が実施されている（[図-7](#)）。

（2）手すり先行工法の採用状況について

ア 全体について

- 対象現場（6,433 現場）の約 31.1%において、安全衛生部長通達で示した「手すり先行工法」が採用されている（[図-8](#)）。
- 発注者別で見ると、「国」発注の工事が約 57.9%と最も高くなっており、「民間」発注の工事が約 16.7%と最も低くなっている（[図-8](#)）。
- 工事種類別では、「土木工事」が約 41.2%と最も高くなっており、「木建工事（低層住宅工事）」が約 9.9%と最も低くなっている（[図-10](#)）。

イ わく組足場について

- ・ 対象現場のうち、「手すり先行工法」が主として適用される「わく組足場」が設置されていた現場（3,853 現場）の約 42.6%において、安全衛生部長通達で示した「手すり先行工法」が採用されている（[図-9](#)）。
- ・ 発注者別で見ると、「国」発注の工事では約 78.7%と最も高くなっており、「民間」発注の工事が約 21.7%と最も低くなっている（[図-9](#)）。
- ・ 工事種類別では、「土木工事」が約 66.5%と最も高くなっており、「木建工事（低層住宅工事）」が約 18.0%と最も低くなっている（[図-11](#)）。

(3) 足場の「組立・変更後点検」の実施状況について

- ・ 対象現場（6,433 現場）の約 74.4%（「一部未実施」も含めると約 82.0%）において、安衛則に基づく「組立・変更後点検」が実施されている（[図-12](#)）。
- ・ 点検の実施者について見ると、全体の約 47.4%が安全衛生部長通達で示した「教育を受けた作業主任者等」によって実施されている。なお、「第三者」による実施は約 1.1%となっている（[図-13](#)）。
- ・ 点検時における「チェックリスト」の活用状況について見ると、全体の約 57.9%において安全衛生部長通達で示した「チェックリスト」を活用している（[図-14](#)）。
- ・ 点検結果の記録・保存の状況について見ると、全体の約 77.0%において安衛則に基づく記録・保存が実施されており、約 54.2%については部長通達で示した「チェックリスト」が活用されている（[図-15](#)）。
- ・ また、点検結果の記録・保存の状況について、「チェックリストの活用の有無」別に見ると、「チェックリストを活用していない現場」においては、記録・保存を行っている現場の割合が約 50.0%となっている一方、「チェックリストを活用している現場」においては、記録・保存を行っている現場の割合が約 97.2%と高くなっていることから、活用したチェックリストがそのまま記録・保存にも役立てられているものと考えられる。（[図-16](#)）。

(4) 足場からの墜落・転落災害の発生状況について

ア 労働災害の発生状況

- ・ 対象現場（6,433 現場）における足場からの墜落・転落による労働災害（休業4日以上）の発生状況について見ると、全体で112人（うち、死亡10人）となっており、その内訳は、「通常作業時」が 77人（うち、死亡2人）、「組立・解体時」が 35人（うち、死亡8人）となっている（[表-1](#)）。

イ 一人親方による災害の発生状況

- ・ また、今回の調査において把握することができた「一人親方」による足場からの墜落・転落による災害（休業4日以上）については、全体で14人となっており、その内訳は、「通常作業時」が 11人（うち、死亡4人）、「組立・解体時」が 3人（うち、死亡なし）となっている。（[表-2](#)）。

4 昨年度の調査結果との比較について

平成 22 年 4 月に公表した調査結果と比較すると、以下のような傾向が見られた。

(1) 安衛則に基づく墜落防止措置の状況について

- ・ 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況については、前回の調査結果においては、対象現場（4,892 現場）の約 91.7%において墜落防止措置が実施されていたが、今回の調査ではその割合が約 75.0%と低下していることが明らかとなった。

(2) 手すり先行工法の採用率について

- ・ 手すり先行工法の採用率については、調査対象全体における採用率（約 31.1%）は 前回の調査結果（約 31.1%）と同程度となっているほか、手すり先行工法が主として適用されるわく組足場が設置されていた現場においては約 40.6%から 42.6%となっており、前回の調査結果から 2.0 ポイントの増加が見られた。

(3) 「組立・変更後点検」について

- ・ 安衛則に基づく「組立・変更後点検」の実施率については、約 85.8%から約 74.4%となったおり、前回の調査結果から 11.4 ポイントの低下が見られた。
- ・ 点検の実施者についても、安全衛生部長通達で示した「教育を受けた作業主任者等」によって実施されている割合は 50.8%から 47.4%となっており、前回の調査結果から 3.4 ポイントの低下が見られた。
- ・ なお、チェックリストの活用や点検結果の記録・保存を実施している現場の割合については、前回の調査結果から若干の増加が見られた。

5 今後の対応について

本調査の結果、安衛則に基づく措置の実施状況が大幅に低下していることが明らかとなったところであるが、昨年 1 月に取りまとめられた「足場からの墜落防止措置に関する効果検証・評価検討会報告書」によると、足場からの墜落・転落災害の約 95%が安衛則に基づく措置に不備が認められた事案であったことを踏まえると、足場からの墜落・転落災害を防止するためには安衛則に基づく措置の徹底が極めて重要であり、これに加えて、手すり先行工法等の「より安全な措置」の更なる普及を図ることが必要であると考えられる。

このため、厚生労働省としては、本調査結果で明らかとなった問題点や上記報告書等の内容を踏まえ、設計・計画の段階からリスクアセスメントの視点を踏まえた効果的な対策が現場の実情に応じ適切に実施されるよう、事業場等に対する集団指導や個別指導等の際はもとより、計画届受理時、労働者死傷病報告受理時等あらゆる機会を活用した指導を行うことにより、足場からの墜落・転落災害の一層の防止に努めることとしている。